



# 新型コロナウイルス 感染拡大防止のための 申請受付に 係る特例措置

新規申請・更新申請  
共通

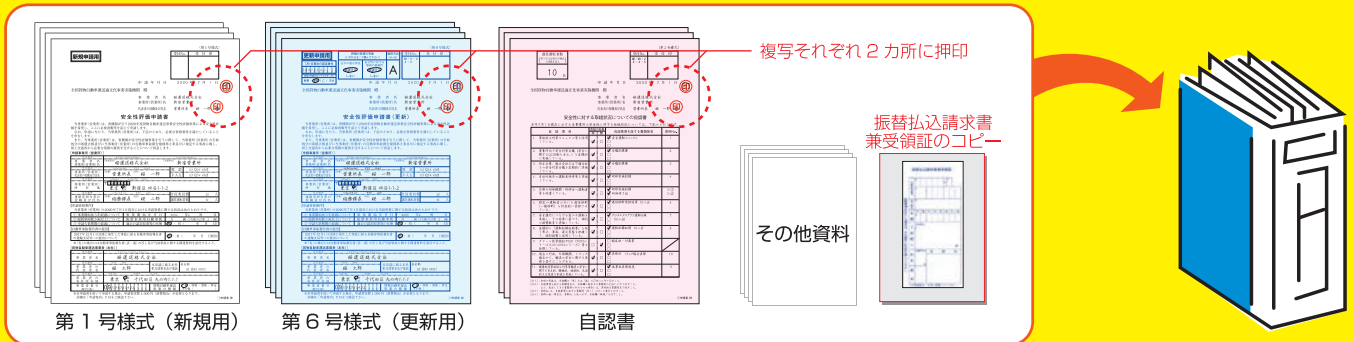


原則、郵送による地方実施機関への申請書類の提出とします。(7月1日～14日必着)  
申請事業所は、資料を郵送する際に簡易書留など荷物追跡が可能な方法で発送して下さい。  
原則は郵送による申請ですが、個別対応については地方実施機関にご連絡をお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対応等が難しい地方実施機関もありますのでご理解を賜りますようお願いいたします。  
※ 受付後、地方実施機関からFAXにて申請者(控え)を返送もしくは電話にて受付受理を連絡します。

## 注意事項

- 申請書、申請書類が全てあるか申請案内16ページで確認して下さい。
- 申請書、申請書類は必ずファイルに綴じて、書類がバラバラにならないようにして送付して下さい。
- 申請書4枚組、自認書3枚組(複写式は4枚)全てのページに必ず印(2カ所)を押して下さい。



## 発送方法

※ 申請書類を発送した際、送り状番号(お問い合わせ番号)が記載された控えを必ず保管して下さい。  
控えがないと、申請受付時のトラブルへの対応ができませんのでご注意下さい。

### 信書が送れるもの、かつ、対面で受け取り出来るもの



一般書留郵便  
簡易書留郵便

レターバックプラス

信書便  
(信書用宅配便)

受付可

地方実施機関



### 信書が送れないもの、または、受け取りがポスト投函となるもの



普通郵便  
特定記録郵便

レターバックライト

宅配便

受付不可